

## 第5章 国際人道法とは

小池 政行

### 序

「死者だけが戦争の終わりを見た」(プラトン)

国際人道法は戦争の手段や方法を規制する原則や規則、それに文民、病人や負傷した戦闘員、戦争捕虜のような人々の人道的保護を扱ったものである。主要な文書としては、赤十字国際委員会の主催のもとに採択された一九四九年の「戦争犠牲者の保護のためのジュネーブ諸条約」と二つの一九七七年追加議定書がある。

## 1 国際人道法と核兵器

### 国連と国際人道法

国連は国際人道法の発達に先導的な役割を果たしてきた。安全保障理事会は武力紛争時における文民の保護、人権の促進、戦時における子どもものの保護に関与している。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（一九九三年）とルワンダ国際刑事裁判所（一九九四年）の設置は、説明責任の確保に貢献しているばかりでなく、人道法の強化と正しい認識を向上させることにも貢献している。このことは、関係国が実質的な国連の支援を受けて設置した三つの裁判所についても当てはまる。すなわち、シエラレオネ特別裁判所（二〇〇二年）、カンボジア国内裁判所内設置の特別法廷（二〇〇六年）、レバノン特別法廷（二〇〇七年）である。

また総会は国連の政治的な場として、多くの国際条約の作成に貢献しており、これにより国際人道法の範囲と適用は大幅に向上した。たとえば、一九四八年の「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」、一九六八年の「戦争犯罪および人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約」、一九八〇年の「過度の傷害を与えまたは無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止または制限に関する条約」と五つの議定書、総

会が一九七三年に採択した「戦争犯罪および人道に対する罪の犯罪人の搜索、逮捕、引渡しおよび処罰における国際協力に関する原則」、二〇〇八年のクラスター弾に関する条約などがある。

総会はまた、一九九八年に国際刑事裁判所ローマ規程を採択した外交官会議の開催を容易にした。この画期的出来事に先立ち、刑事裁判所準備委員会は、集団殺害、戦争犯罪、人道に対する罪について「犯罪の構成要件」をまとめた。これは国際人道法にとつての大きな貢献であった。

国際人道法は下記二つの大きなグループに分けることができる。

- ①交戦に対するルール 民間人、一般住民（報道関係者等を含む）を攻撃対象としない。民  
用物（医療機関、教育機関等を含む）、文化財、宗教施設の捕虜の保護。
- ②交戦手段に対するルール 不必要かつ過度に長期の苦痛を与える兵器。人道に反する  
兵器。

### 非人道的な核兵器

東西冷戦期には米ソ間で成立した「相互確証破壊」戦略の下、戦術核兵器を含めて核兵

器が実際には使用されなかったが、非人道兵器の中で最も重要なのは核兵器であり、その廃絶は人類の大きな課題である。

この核兵器については、核兵器の使用や保有などを法的に禁ずる核兵器禁止条約が二〇一七年一〇月七日に国連本部の条約交渉会議で採択された。広島と長崎への原爆投下から七二年。国際人道的見地から核兵器の存在を否定する条約が初めて誕生した。条約には国連加盟一九三カ国中一二四カ国が出席。投票の結果一二二カ国が賛成したが、北大西洋条約機構（NATO）に加わるオランダは反対し、シンガポールは棄権した。

条約は核兵器の使用、開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止。当初案で除外されていた、核使用をちらつかせる「脅し」の禁止も最終的に盛り込まれた。

しかし、日本政府は三月の交渉会議で「北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない」と表明し、五核保有国などと歩調を合わせてボイコットした。米国の有する「核抑止力」を日米安全保障政策上の重要な柱とする判断が日本政府にはあった。しかし、被爆国として採択に際しせめて「棄権」という選択肢もあったのではないか。核兵器については、その使用について国際司法裁判所が下記のような勧告的意見を表明した経緯がある。一言で言えば「核兵器は非人道的兵器だが、その使用の可否については

国家主権の範疇である」ということである。安全保障上の政策が核の「抑止力」に冷戦期以来以前として依存するのに反し、国際法的には核兵器の使用が締約国には禁止される条約が採択されたのである。ここに見られるのは国際法、特に国際人道法の分野では常に言われる、「戦争の現実の中で」「非人道的」行為禁止を担保するものが存在するのか」という命題である。

### 核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

国際連合総会による「核兵器による威嚇またはその使用は国際法の下のいかなる状況においても許されるか」という諮問に対して一九九六年七月八日に勧告的意見を下した、国際司法裁判所の判例である。一九四〇年代に核兵器が開発されて以降、国際的な司法機関が核兵器の威嚇または使用の合法性（違法性）について判断を下した初めての事例である。国連総会の諮問に対して裁判所は、「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用される国際法の規則（中略）に一般的には違反するであろう」としながらも、「国家の存亡そのものが危険にさらされるような、自衛の極端な状況における、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて裁判所は最終的な結論を下すことができない」。

## 非人道的な通常兵器

一方で、通常兵器に分類される極めて非人道性が強い兵器も存在する。対人地雷、クラスタ爆弾、ナパーム弾等が代表的なものであり、それらの廃絶も大きな課題である。

これらの現状を前提として、次に実際に武力紛争や戦争で使用されている通常兵器の非人道性を考察してみたい。

### 2 さまざまな殺戮兵器の非人道性

#### 米国はアフガン戦争でどのような兵器を使ったか

核兵器と同じように、時には核兵器よりも非人道的な通常兵器が、国際条約の使用禁止や削減の縛りを掛けられることなく使われている。

二〇〇一年九月一日に米国で起こった同時多発テロに対して米国は、アフガニスタンが国内にテロリスト達を匿っているとしてアフガニスタンを攻撃した。ブッシュ大統領は「連邦非常事態計画」の発動を指示し、そのあとテレビで「我々、および同盟国は、テロに対する戦争を勝ち抜く」と演説した。米国が行った攻撃が国連憲章に禁止される報復戦争だったという声は多い。つまりテロという犯罪に対して報復として戦争を行うことが許さ

れるかという問題である。

国連憲章が許す主権国家による武力行使は集団的自衛権、個別的自衛権の発動のみとなっている。私自身はテロの規模の大きさや、犠牲者のほとんどが一般市民だったことを考慮しても、やはり米国がアフガニスタンに行った武力行使は報復戦争だったと思う。ある犯罪が行われた、その犯罪者が匿われている国がある。だからその国を報復攻撃するという理屈である。

テロという犯罪に対しては、やはり警察活動を基本とするべきではなかったか。例えば米国空軍によるあのような大規模の空爆ではなく、空爆はできる限り減らして、警察活動として特殊部隊を投じて、ビンラディンを捕まえて裁判に賦すことがありえたのではないかと思う。百歩譲ってこれを国連憲章が認める個別的自衛権の行使にあたる軍事行動としたとしても、自衛権というものは、加えられた攻撃と自衛のための軍事行動との間に均衡があるもの、つまり国際法上の自衛権の発動に求められる「均衡性の原則」(プロポーシヨナリティーの原則)を満たすものでなければならない。しかし、空爆は大規模に行われた。そして空爆においては使われたのは悪魔の兵器と言われるクラスター爆弾であった。

## クラスタ―爆弾の残虐性

クラスタ―爆弾は収束爆弾とも言われる。一個のクラスタ―爆弾は二〇二発の子爆弾を内蔵し、高高度ないしは中高度で爆撃機から投下され、地上数百メートルに落下し、空中で爆発して二〇二個の子爆弾が弾けるように広域に飛び散る。これら数多くの子爆弾は地上近くに達して、連鎖的に爆発する。この子爆弾は鋼鉄製でその破片が戦車の装甲をも貫通する。戦車正面の装甲は厚さ五センチ以上で、時に砲弾をも跳ね返す。しかし戦車の全ての外面にこのような厚い装甲を施すと、巨大な重量となり、戦車にとって必要なスピードを確保できない。このため戦車の上下面の装甲は比較的薄くできている。それでも、地雷に対しての必要最小限の装甲を戦車下部に施さねばならない。戦車上部の装甲は最も薄く、その装甲を突き通す爆弾破片が無数に上空から飛び散り、人間はずたずたにされる。

さらにやっかいなのは、子爆弾には一定の割合で不発弾が出ることだ。二〇二個のうち一〇―三〇%が不発弾だといわれる。この危険な不発弾が長い期間、攻撃された地域の安全を脅かす。例えば米国はアフガニスタンに爆弾をばら撒いた一方、黄色の袋に入れた食料などの人道援助物資を投下した。だが皮肉なことにクラスタ―爆弾の子爆弾は同じ黄色で塗られており、多くの住民が食料の袋と不発弾を取り違え、不発弾を爆発させて命を落

とした。

### 特定通常兵器

**非人道的兵器と非人道的戦闘を禁止する国際条約の歴史** 二〇〇四年のアフガニスタンへの報復戦争で初めて、クラスター爆弾のような非人道的な兵器が使用されたわけではない。古くは一九〇〇年に「ダムダム弾」という人間の体内に入ってから無数の小片になる弾丸を禁止するため、各国間で「ダムダム弾の禁止に関するハーグ宣言」が取り交わされ、ダムダム弾の戦争での使用が国際法で禁じられた。

その後も各国は、核兵器ではない非人道的な通常兵器の開発を続けているが、それを追いかけるように、国際社会では、特定通常兵器と呼ばれる非人道的兵器の戦争での使用を禁止する数々の国際条約が採択されている。一九七八年発効の「環境改変技術敵対的使用禁止条約」、一九八三年発効の「特定通常兵器使用禁止制限条約」、一九九八年発効の「特定通常兵器使用禁止制限条約の追加議定書」、一九九九年発効の「対人地雷禁止条約」などである。

これらの条約の根底にあるのは「過度に傷害を与え、かつ無差別に効果を及ぼす兵器は、

あらゆる戦闘において使ってはならない」という考えである。究極の暴力の衝突である戦争においても、「敵に過度の損害」や「無差別攻撃」が許されているわけではない。このような考えに基づいて採択された国際的ルールを、国際人道法と総称している。

言い換えれば、一八〇〇年代後半から採択された、非人道的兵器を禁止する国際条約、および非戦闘員を無差別に攻撃の対象とする非人道的戦闘手段を禁止する国際条約が、国際人道法と呼ばれている。

非人道的な戦闘手段である「無差別攻撃」は、国際人道法の中でも特に一九四九年に採択されたジュネーブ諸条約および一九九七年に採択されたジュネーブ諸条約に対する二つの追加議定書で、絶対に禁止されている行為である。条約は特定の行為を禁止することを目指しているが、禁止される行為の性格は時代により大きく変化するものではない。国際条約は、いかなる方法であっても、無差別攻撃や非戦闘員を殺戮する行為は常に禁止している。

だが一方で、科学技術の飛躍的な発展により数々の新兵器が開発され、非人道的な兵器を禁止する国際条約の策定が兵器の発達に追いつかないでいる。ある非人道的兵器を禁止する条約を採択したと思ったら、次の新たな非人道的兵器が開発され、禁止する国際的ル―

ルがないため戦争に用いられる。

非人道な特定通常兵器を禁止する条約の採択を困難にしている最も大きな問題の一つは、そうした条約について話し合うジュネーブの軍縮会議が、全会一致が原則であり、一国でも反対すると何事も決められなかったためである。

### 対人地雷

対人地雷を禁止する条約も、当初は既存の「特定通常兵器使用禁止・削減条約」に追加する議定書を作成して実現を目指した。だが米国、ロシア、中国といった地雷大国が抵抗しており、追加議定書の作成は不可能であった。

この壁を打ち破ったのが「この指とまれ方式」も呼ばれる「オタワ方式」である。まず対人地雷の禁止に賛同する国々が「対人地雷禁止条約」案を作り、各国の市民団体とカナダ政府や欧州諸国が中心となって、地雷が「無差別に人々に失明や手足を失うなどの障害を引き起こす」非人道兵器であることを各国に訴えて条約の参加国を増やし、一九九七年一二月には九〇カ国以上の賛成を得て条約の採択に成功した。

この方式の革新的な点は、これまで大国である米ロや中国などの思惑で、非人道的兵器

を禁止する条約の採択を阻んできた全会一致方式を打ち破り、人道主義に賛同する国々を少しずつ増やすことで、結果として対地雷禁止条約を作ることになったことである。カナダやオーストリア、ノルウェーなどの国々とともに条約採択の先導役となった赤十字国際委員会（ICRC）の代表は条約採択に際し、感激して「人道主義が山をも動かす力を証明した」と述べた。それほど、「対地雷禁止条約」を作ることには困難と見られていたのである。だが現在でも非人道的兵器が次々に開発され、戦闘で使用されている。

### バンカーバスター爆弾・燃料気化爆弾

例えば、米国が開発したバンカーバスター爆弾は、一九九〇年の湾岸戦争で米国が初めて使用した。「地中貫通爆弾」とも呼ばれる。冷戦終結後、米海軍の戦艦が不要になると、戦艦の主砲の予備の砲身の多くも不要になった。その砲身を輪切りにし、真ん中の空洞に高性能の爆薬を詰め込んだものである。戦艦の砲身は鋼鉄の中でも特に硬度のある素材で作る。戦闘中、連続して何十発、砲弾を打っても破壊しないためである。そうした材質で作った重さ約二トンの「バンカーバスター爆弾」を航空機から高高度から落とすと、三〇メートルの深さで地面に突き刺さる。爆弾の先端ではなく中ほどに信管を装着することで、

地中三〇メートルの深さで爆発し、広域の地下構築物を破壊する。

砲身から転用された厚い鋼鉄の内側から爆発し、しかもその爆発力は閉塞された地中で起きることにより、巨大の破壊力を生む。湾岸戦争では、小型原爆に等しい破壊力を示したとも言われる。

アフガニスタン戦争では、タリバンが潜むと見られる山岳の洞窟陣地の破壊に使用されたが、湾岸戦争の際に破壊した地中三〇メートルより遥かに深く貫通して爆発したことから、砲弾として「劣化ウラン」が使われたと見られている。砲弾の芯の材質に劣化ウランを使用することで、砲弾の硬度は格段に増し、爆弾の貫通力は飛躍的に増大した。しかし、湾岸戦争でこれを使用した米軍兵士の間に、放射線による後遺障害が発生し、その重大な危険性が指摘されている。

アフガニスタンで米軍はさらに燃料気化爆弾も使用した。爆発の際の爆破波紋から「デージーカッター」とも呼ばれる。古い歴史を持つ爆弾で、ベトナム戦争で初めて使用された。七トンもある巨大な爆弾で、パラシュートを着けて投下する。中には油が詰まっており、爆発で油が空中を飛び散ると同時に点火され、地上一帯を炎が覆い尽くす。高熱を発して地上の構築物を焼き尽くし、激しい衝撃波が発して、木々や地上の建物をなぎ倒す。学校

の運動場程度の地域を簡単に焼き尽くして焦土とする。

米軍によりヘリコプターが多く使われたベトナム戦争で、一瞬にしてヘリコプターの着陸地を提供し、敵兵を焼き殺す兵器として開発された。アフガン戦争の際、米軍統合参謀本部のペース中将は「燃料気化爆弾が爆発すると地獄だ。目的は人を殺すことだ」と述べ、人間を無差別に焼き殺す爆弾がアフガンで使用されていることを明らかにした。

### 「誤爆」の非人道性

このような兵器は、戦闘員ばかりでなく無差別な殺戮をもたらす非人道兵器である。そして空爆という攻撃手段に必然的に伴う「誤爆」が、多くの非戦闘員である一般住民を殺傷することでその非人道性を大きくしている。

軍用語に「円形半数必中径」という言葉がある。一定数の爆弾を投下した際、その半数が落ちる範囲の円の半径を示す数字であり、この数値が小さければ小さいほど爆弾投下の命中率が高いことになる。最近によく「ピンポイント爆撃」「スマート爆弾による精密な攻撃」といった言葉が使われることから、米国の空爆は極めて正確に爆撃している印象を受けるが、明らかに間違いである。

米軍が誇る、爆撃命中精度の高い爆弾でも「円形半数必中径」は数メートルから十数メートルである。つまり半数は十数メートルの的を外すのである。また、どんなに命中精度を高めた爆弾でも、夜間や風雨が強い天候で投下すると命中精度は大きく狂ってくる。

現代戦争では、正規軍が互いに艦船や航空機で戦闘を交わす場合、敵味方識別装置の発達により、相手が敵か味方かを瞬時に見定めることが可能である。しかし、空と地上の戦いで、航空機が地上のトラックや戦車を攻撃する場合、敵味方を瞬時に識別する装置はない。地上のどの目標が敵か分からず、「やたらと」攻撃する。

この「やたらと」の感情の中に、かつてベトナム戦争に参加した米兵に見られたように、ベトナム人に対する人種的偏見がないとは言い切れない。ベトナムの一般市民である普通の老人や女性、子供がベトコンのゲリラではないか、と疑う米兵が、猜疑心と恐怖に駆られて多くのベトナムの老人、女性、子供に銃弾を浴びせた。同じことが、アフガンでも起きているのではないか。高高度の戦闘機から、地上のアフガンの人々をアルカイダのテロリストだと思い込み、「やたらと」爆弾を投じているのではないか。相手がアジア人ではなく、欧米人だったとしたら、米軍は「やたらに」爆弾を落とすような滅茶苦茶な攻撃はしないのではないか、といった疑問が湧くのである。

## 劣化ウラン弾

劣化ウラン弾がアフガニスタンで使用されたかどうかについては、これまでのところ確実な報道はない。だが、格段に貫通力が強い劣化ウラン弾は、米軍が対戦車攻撃を行う際の基本的な砲弾となっている。米陸軍や海兵隊の対戦車ヘリコプター、空軍の戦闘機、対地攻撃機に装備されている二〇ミリ、三〇ミリ機関砲の弾丸の多くは劣化ウラン弾である。このことから考えて、アフガンでも劣化ウラン弾は必ず使用されていると私は考えている。「劣化ウラン」は高密度の金属であり、高い硬度の、従って貫通力の強い砲弾を作るのに有効である。しかし、その恐ろしさは、劣化ウランが微粒子となって飛び散り、常に低レベルの放射線を発し続けることである。これを扱う兵士にも、戦場から何百キロも離れたところで呼吸し水を飲む非戦闘員の一般住民、さらには胎児にもガンや奇形を生じさせる。

湾岸戦争終結後、一カ月経過した一九九一年四月、英国原子力公社(UKAEA)は秘密報告書を作成した。その内容は同年一月にインディペンデント紙が報じて明らかになったが、劣化ウラン弾から生じた放射性の残滓はイラクにおよそ四〇万トンあり、これら残滓の拡散、飲料水や食物連鎖により、人間の体内に入り、今後五〇万人以上の死者が出る可能性があると考えられた。

劣化ウラン弾は標的となった人間を殺すだけでなく、長く低レベルの放射線を出し続けて、多くの人間の生命を危険にさらすのに加え、自軍の兵士にも有害な作用を与え続けている。劣化ウラン弾の開発、試験、生産、貯蔵、移転現場にいる人間に加え、劣化ウラン弾が爆発した戦場にいる民間人や米軍兵士が、放射線の危険に身をさらしている。

米国の雑誌『FAIR』のローラ・フランダース記者が一九九四年に発表した米国復員軍人局の報告書によれば、ミシシッピ州全域に在住する湾岸戦争帰還兵二五一家族を調査したところ、湾岸戦争後の妊娠や出産の事例の六七％に、目の重度の先天性障害、目や耳の奇形、血液感染症、呼吸器障害などが見られたという。

### 小火器

小火器とは、歩兵が一人で携行して使用できる兵器を指し、拳銃、小銃、短機関銃、ショットガン、ライフル銃、手榴弾などが含まれる。冷戦時代以降、大国同士の戦争は発生しておらず、核戦争も幸運にして起きなかったが、小国同士の戦争や内戦などの小規模な戦争は絶えず起きた。大国はこれらの紛争地域に大量の小火器を供給した。

冷戦末期から国際的な規制が進んだ大量破壊兵器と違い、小火器は大量に出回ったまま

なんら規制されずに放置され、供給され続けている。このため小火器は途上国の国内紛争やテロ、組織犯罪に使用され、一般市民が多く被害にあり、大きな問題とされている。

小火器として最も知られる兵器の一つはカラシニコフ銃で、AK-47とも呼ばれ、一九四九年にソ連軍が正式に採用した自動小銃だが、全世界に普及した。基本的な構造は最初に製造されて半世紀以上を経た今も変わらず、世界の多くの紛争地帯で軍隊や武装勢力の兵士により使用され、『世界で最も多く使われた軍用銃』としてギネスブックにも登録されている。

国連では小火器を規制する必要があるとして国連小型武器政府専門家パネルを設置し、一九九七年に報告書を発表し、「小火器」の定義を見直した。日本の外務省はこの報告で定義された Small Arms の訳語を小火器から「小型武器」に改めている。

### 3 私たちに何ができるのか、

#### 武器輸出三原則撤廃で問われる日本の信頼性

これまで多くの特定通常兵器、つまり非人道的な様々な通常兵器について述べてきた。現在の日本は、特定通常兵器の研究、開発、生産、移転、使用について世界で最も汚れて

いない国である。一方、軍縮に積極的なスウェーデンや、対地雷禁止条約の採択に努力したカナダも、様々な形で特定通常兵器を生産するために何らかの技術を輸出している。

特定通常兵器は予算的に廉価であり、軍事的優位にある核兵器大国に対抗して、途上国が開発や使用を試みることは、最も想定しやすいシナリオである。

軍縮の拡大、充実を唱える国々は多い。しかし、現実には自分の国から一方的にある兵器を廃棄することはまずない。しかし、相手の国が同じ兵器を廃棄することが保証されれば、納得して廃棄するというのが、軍縮を進める上で必要なゲームの理論である。

そのために何が必要か、それはその兵器が廃棄されたか否かの「検証」と廃棄に関する「実施措置」を定めた国際条約の存在、「検証」を行い得る国、つまり高い科学技術能力を持ちながら非人道的な兵器の開発、使用、移転に関わったことのない国の存在である。

日本は武器輸出三原則を有する国である。武器輸出三原則は一九六七年に佐藤内閣により打ち出された。その内容は①共産圏の国、②国連決議で武器輸出を禁止されている国、③国際紛争の当事国に対し、日本は武器を輸出しないというものである。これらは一九七六年、三木内閣により強化され、①対象地域には武器の輸出を認めない、②対象地域以外の地域については、憲法および外国為替管理法の精神にのっとり、武器の輸出を慎む、③武

器製造関連設備の輸出については、武器に準じて取り扱う、となった。

その後、一九八三年に中曽根内閣は、米国との次期戦闘機開発に関連して「武器そのものの対米輸出については従来通り、武器輸出三原則により対処するものとする」としたが、その後も日本は米国との武器製造関連技術の関係を深めてきた。

だが日本は依然として非人道的兵器の製造は行っておらず、各国に対して非人道兵器の存在についての検証を行い得る地位にあるといえよう。

湾岸戦争直後の一九九一年、フランス人ジャーナリストのサリンジャーらにより出版された『湾岸戦争——隠された真実』（共同通信社）によれば、クウェートに侵攻したイラクに對しては各国の企業が協力しており、その数の多い順にみると、ドイツ、米国、英国、フランス、イタリア、スイスなどが挙げられるという。これらの国の中には、一方で自国の兵士を多国籍軍に参加させ、イラクと戦わせる一方で、イラクに兵器の部品や技術を提供しているものもあった。赤十字国際委員会の本部のある中立国スイスでさえ、十一もの企業がイラクに對し、ミサイルの設計、核施設用の工具や遠心分離機などをイラクに供給していたという。これに對し、イラクに協力していた日本企業も一社存在したが、その内容はコピー機の提供であった。

こうしたことから、日本が国際社会に対し、特定通常兵器の削減・使用禁止を訴えても説得力を持つはずであった。だが残念な事に、二〇一四年四月、第二次安倍内閣の下で武器輸出三原則は撤廃され、以下の内容の「防衛装備移転三原則」に改められた。

- ① 国連安保理決議に違反する国や紛争当事国には輸出しない。
- ② 輸出を認める目的を、国際貢献や日本の防衛に限定する。
- ③ 目的外使用や第三国への輸出には事前の同意を義務付ける。

この新原則により、武器輸出は一定の審査を受ければ、可能となったのである。世界における非人道的兵器の拡散に一定の抑止力を働かせてきた日本の政策は今後、その透明性が問われているといえよう。

## 《参考文献》

- ・小池政行（二〇〇二）『国際人道法——戦争にもルールがある』朝日新聞出版
- ・小池政行（二〇〇四）「現代の戦争被害——ソマリアからイラクへ」岩波新書
- ・望月衣塑子（二〇一六）「武器輸出と日本企業」角川新書